

令和3年12月15日

南相馬市農業委員会
12月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和3年12月15日(水) 午後1時30分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	若 杉 裕 二	出	11	佐 藤 洋	出
2	鎌 田 芳 彦	出	12	遠 藤 秀 明	出
3	菅 野 信 彦	出	13	山 内 弘 巳	出
4	欠 番		14	二 谷 純 市	欠
5	梅 村 正 敏	出	15	半 谷 眞知子	出
6	西 内 文 夫	出	16	早 川 孝 雄	出
7	発 田 栄 一	出	17	佐 藤 良 一	出
8	小谷津 弘 隆	出	18	岡 田 敏 文	出
9	塚 野 邦 好	出	19	寺 澤 白 行	出
10	今 野 由 喜	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

出席者 なし（新型コロナウイルスの感染防止のため、出席を求めない。）

3. 出席職員

事務局

①局長 増山 善樹 ②次長 佐藤 光 ③主査 山本 将之

④副主査 米本 一樹 ⑤主事 平田 幸子

農政課

副主査 但野 莉菜

4. 日 程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 報告第50号 農地専門委員会の開催報告について
- 日程第4 報告第51号 違反転用事案の報告について
- 日程第5 議案第123号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第124号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第7 議案第125号 農地法第4条の規定による許可申請について（市許可分）
- 日程第8 議案第126号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可分）
- 日程第9 議案第127号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可）
- 日程第10 議案第128号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
- 日程第11 議案第129号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（市許可分）
- 日程第12 議案第130号 現況確認証明申請について

5. 会議の概要

(開会 午後1時30分)

議長 只今より、令和3年12月南相馬市農業委員会定例総会を開会いたします。11月に続いて今月も委員全員の出席で開催いたしますので、感染対策にご留意いただきますようお願い申し上げます。なお、会場の都合もあり、農地利用最適化推進委員の皆様には、今回も欠席の対応をお願いしております。

それでは先ず、欠席委員について報告いたします。欠席通告者は、14番委員、であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条により定足数に達しております。

議長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号6番・西内文夫委員、7番・発田栄一委員、10番・今野由喜委員を指名いたします。

議長 次に、日程第2、「諸般の報告」を行います。11月17日、第6回南相馬市一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会の先進地視察に委員として参加してまいりました。視察先は、宮城県の角田市、岩沼市の新しい処理施設2か所であり、用地の選定方法や公募による用地募集、建設場所の地元からの要望・意見など当時の経緯や苦労したことなどについてお話を伺いました。こうした先進事例を参考にしながら、候補地選定についてさらに議論を深めてまいります。以上をもって諸般の報告といたします。

議長 次に、日程第3、報告第50号「農地専門委員会の開催報告について」を議題といたします。農地専門委員会の委員長が欠席のため、副委員長からの報告を求めます。

副委員長 委員長に代わりまして開催結果を報告します。日時、場所、出席者は議案書3ページに記載のとおりです。

協議概要です。一つ目は「令和4年度標準農作業料金の検討について」であり、次のとおり協議しました。①国の最低賃金引き上げの目標である年率3パーセントを上乗せし、7,400円(作業時間8時間を基準)としました。②一般農作業料金の引き上げと昨今の原油価格の高騰を鑑み、機械作業料金について各々3パーセント強金額を引き上げることとしました。③動力散布機の作業名を「動力散布機(ミスト機)」に変更することとしました。④乾燥・調製について、JAから金額の引き上げをしてほしいとの要望があり、JAの設定額と同額

の1, 760円とすることとしました。⑤色彩選別について、JAでは出荷米を770円、選別のみを990円と設定していることから、料金表の摘要欄に「選別のみ990円とする。」を追記することとしました。⑥農地専門委員会で検討した結果、令和4年(2022年)度標準農作業料金表(案)は、議案書6ページのとおりであります。⑦この案をもとに令和4年1月に令和4年度標準農作業料金検討会議を開催し、検討結果を令和4年2月農業委員会定例総会に諮ることとしたいということとあります。

二つ目は、「営農型太陽光発電設備の設置に係る農地転用申請の現地調査体制について」であります。小高区を中心に営農型太陽光発電設備の転用申請が増えており、地区担当農業委員への負担が大きいこと、また営農型太陽光に係る転用申請については委員1人での判断が難しいことから、今後は地区担当農業委員に加え、農地専門委員も現地調査に同行することとし、計3名の体制で現地調査を行うことに決定いたしました。以上であります。

議長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議長 次に、日程第4、報告第51号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第51号についてご説明いたします。議案書の8ページから9ページ、整理番号1番から4番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生日等については記載のとおりです。

整理番号1番については、平成3年に亡き父から贈与された土地であり、昭和57年に町道改良工事により一部が買収され、水路の付け替え工事に伴い進入路及び駐車場として使用しています。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

整理番号2番については、昭和50年頃より隣接地に居住していますが、当時から進入路及び駐車場として使用しています。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

整理番号3番については、平成29年に亡き父から相続した土地であり、父が相続した昭和52年当時から駐車場として使用しています。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

整理番号4番については、40数年前に亡き父が納屋を建築しましたが、当時

から通路として使用しています。今回、長男が隣接地に住宅の建築を計画したことに伴い、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第5、議案第123号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。なお、この議案には、議事参与の制限に該当する案件がありますので、整理番号2番を先に審議いたします。それでは、農業委員会法第31条の規定により、2番委員には、この間、退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局から整理番号2番の説明を求めます。

事務局 議案第123号のうち整理番号2番についてご説明いたします。議案書の11ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第123号についてご説明いたします。議案書の11ページになります。利用権設定が1件となっており、内容につきましては記載のとおりです。なお、利用権設定に係る対価については、双方合意の上で決定しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 2 番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局から議案第 1 2 3 号「農用地利用集積計画の決定について」の残り全部の説明を求めます。

事務局 議案第 1 2 3 号の残り全部についてご説明いたします。議案書の 1 0 ページから 1 1 ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第 1 2 3 号についてご説明いたします。議案書の 1 1 ページになります。利用権設定が 3 件となっており、内容につきましては記載のとおりです。なお、利用権設定に係る賃借料については、双方合意の上で決定しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 6、議案第 1 2 4 号「農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。なお、この議案には、議事参与の制限に該当する案件がありますので、申請番号 7 番を先に審議いたします。それでは、農業委員会法第 3 1 条の規定により、8 番委員には、この間、退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局から申請番号 7 番の説明を求めます。

事務局 議案第124号申請番号7番についてご説明いたします。議案書の13ページになります。詳細につきましては、記載のとおりです。調査担当委員からは、この案件について許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から、補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」の声あり〕

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 8番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議長 再開します。事務局から議案第124号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」の残り全部の説明を求めます。

事務局 議案第124号の残り全部についてご説明いたします。議案書の12ページから13ページになります。詳細につきましては、記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から、補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」の声あり〕

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第7、議案第125号「農地法第4条の規定による許可申請につい

て（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第125号についてご説明いたします。議案書の14ページから15ページ、申請番号1番から5番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件といたしまして、申請番号1番については、報告第51号整理番号1番の追認を得るための案件です。

申請番号2番については、報告第51号整理番号2番の追認を得るための案件であり、議案第128号申請番号1番関連の案件です。

申請番号4番については、報告第51号整理番号3番の追認を得るための案件です。

申請番号5番については、報告第51号整理番号4番の追認を得るための案件です。以上です

議長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告をお願いします。申請番号1番について、10番委員。

10番委員 申請番号1番について現地調査の結果を報告いたします。本案件は報告第51号整理番号1番の関連案件です。現地案内図は1ページです。去る12月10日午後1時頃より、行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、行政書士からの聞取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断しました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 次に申請番号2番について、3番委員。

3番委員 申請番号2番について現地調査の報告をいたします。この案件は報告第51号整理番号2番及び議案第128号申請番号1番の関連案件です。現地案内図は2ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る12月13日午前8時30分頃より、申請人立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人からの聞取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 次に申請番号3番、4番について、11番委員。

11番委員 申請番号3番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は3ページです。去る12月11日午前8時30分頃より、代理人行政書士立会いのもと

現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。

次に申請番号4番について現地調査の報告いたします。この議案は報告第51号整理番号3番関連案件になります。現地案内図は4ページです。去る12月11日午前9時30分頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。この案件は平成29年に父から相続した土地で、この度土地調査を行ったところ農地であることが判明しました。その父親が昭和52年当時からの現況のような駐車場として使用されており、現在まで継続して貸駐車場としていた内容です。結果して違反転用となっていることから追認を受けるための許可申請になります。調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上であります。

議長 次に申請番号5番について、9番委員。

9番委員 申請番号5番について現地調査の報告をいたします。この案件は報告第51号整理番号4番の関連案件です。現地案内図は5ページです。申請内容は記載のとおりです。去る12月9日午前11時頃より、代理人行政書士及び申請人から現地で説明を受け、調査書の調査項目に基づき聞き取り調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第8、議案第126号「農地法第4条の規定による許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第126号についてご説明いたします。議案書の16ページ、申請番号1番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。農地改良のための一時転用であり、転用期間は許可日から令和5年12月31日までとなっております。以上です。

議 長 続きます。今回の現地調査委員から、報告をお願いします。申請番号1番について、12番委員。

12番委員 申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は6ページです。去る12月9日午前11時頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第9、議案第127号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第127号についてご説明いたします。議案書の17ページ、申請番号1番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。この案件は議案第128号申請番号2番の関連案件です。事業計画変更に係る理由ですが、一般住宅を建築する目的で転用許可を受け、盛土をし整地を行いましたが、家庭の都合により住宅建築を断念することになりました。その後、承継者が一般住宅を建築する計画になったことから、当初の事業計画を変更し承継することとなっております。以上です

議 長 続きます。今回の現地調査委員から、報告をお願いします。申請番号1番について、2番委員。

2番委員 申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は7ページになります。12月13日午後1時30分より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。申請内容は記載のとおりです。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また現地の状況を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第10、議案第128号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第128号についてご説明いたします。議案書の18ページから19ページ、申請番号1番から5番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件としまして、申請番号1番は報告第51号整理番号2番及び議案第125号申請番号2番の関連案件、申請番号2番は議案第127号申請番号1番の関連案件です。申請番号5番は、都市計画の用途地域内農地に太陽光パネルを設置するための転用申請となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告を願います。申請番号1番について、3番委員。

3番委員 申請番号1番について現地調査の報告をいたします。この案件は報告第51号整理番号2番及び議案第125号申請番号2番の関連案件です。現地案内図は2ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る12月13日午前8時30分頃より、譲受人立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲受人からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 次に申請番号2番について、2番委員。

2番委員 申請番号2番について現地調査の報告をいたします。この案件は議案第127号申請番号1番の関連案件です。現地案内図は7ページです。申請内容は記載のとおりです。去る12月13日午後1時30分より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き

取り、また現地の状況を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 次に応請番号3番、4番について、11番委員。

11番委員 申請番号3番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は8ページです。転用理由は記載のとおりです。去る12月11日午前9時頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

次に申請番号4番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は9ページです。転用理由は記載のとおりです。去る12月11日午前10時頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上でございます。

議 長 次に申請番号5番について、17番委員。

17番委員 申請番号5番について現地調査を行いましたのでご報告いたします。所在、地番、申請事由は記載のとおりです。現地案内図は10ページです。去る12月10日午後1時頃から、譲受人立会いのもと実施しました。申請地は小高中学校の南の高台にある場所です。畑2筆1、296平方メートルのうち456平方メートルに太陽光パネル270枚を設置する計画であります。残り840平方メートルは管理用通路となります。発電力は49.5キロワットです。資金については、自己資金とあり残高証明書も添付されています。以上のことから、立地基準、一般基準とも満たしていると判断したところです。委員各位の慎重審議よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第11、議案第129号「農地法第5条の規定による貸借権設定の

許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第129号についてご説明いたします。議案書の20ページ、申請番号1番及び2番につきまして土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりとなっております。両案件とも都市計画の用途地域内農地に太陽光パネルを設置するための転用申請となっております。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告をお願いします。申請番号1番、2番について、10番委員。

10番委員 申請番号1番及び2番を一括して現地調査の結果を報告します。現地案内図は11ページのとおりです。去る12月10日午後1時15分より、行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断しました。なお、太陽光発電に供する予定の用地は小高認定保育園の隣接地でありました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第12、議案第130号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第130号についてご説明をいたします。議案書の21ページから23ページ、申請番号1番から13番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。内容は、不耕作により非農地化したことに対する証明申請です。先日発送しました農地利用意向調査により非農地化の相談があったものです。申請のあった農地のうち1筆を除いて非農地と判定しました。なお、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますのでご報告お願いいたします。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告をお願いします。申請番号1番、2番、3番について、16番委員。

16番委員 申請番号1番、2番、3番について現地調査を報告いたします。去る12月6日午前9時30分頃より調査しました。申請人立会いのもと農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」）2名、事務局1名と私の5名で調査しました。

まず申請番号1番であります。現地案内図は12ページです。利用状況等については申請内容と一緒にあります。現地を確認したところ、周辺は山林に囲まれており雑木が多数ありました。調査委員の意見は山林ということで非農地と判断しました。

次に申請番号2番であります。現地案内図は13ページになります。申請人立会いのもと推進委員2名、事務局1名と私の5名で現地調査を行いました。利用状況等については申請内容と一緒にあります。現地を確認したところ、周辺はやはり山林に囲まれており雑木が多数ありました。調査委員の意見は山林ということで非農地と判断しました。

次に申請番号3番であります。現地案内図は14ページであります。申請人立会いのもと推進委員2名、事務局1名と私の5名で現地調査を行いました。利用状況等については申請内容と一緒にあります。現地を確認したところ、周辺は山林に囲まれ雑木が多数ありました。また、農業機械等の進入も出来ないことから、農地復元は難しいと判断しました。調査委員の意見としては、原野ということで非農地と判断しました。調査の結果、判定地目を非農地10筆と判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上報告といたします。

議長 次に申請番号4番、5番、6番について、6番委員。

6番委員 申請番号4番について現地調査結果を報告いたします。現地案内図は15ページです。去る12月6日午後1時45分より、申請人と推進委員1名、17番委員と私の委員2名、事務局1名で現地調査を行いました。利用状況は記載のとおりであり、竹が密集し農業機械等の搬入や耕運が困難な状況でしたので、非農地と判断しました。

続いて申請番号5番について現地調査結果を報告いたします。現地案内図は16ページです。去る12月6日午後2時より、申請人と推進委員1名、17番委員と私の委員2名、事務局1名で現地調査を行いました。利用状況は記載のとおりです。農業機械等の進入路がなく、しかも隣接する山林に囲まれ森林化した状況でした。よって、非農地と判断しました。

続いて申請番号6番について現地調査結果を報告いたします。現地案内図は16ページです。去る12月6日午後2時10分より、代理人と推進委員1名、17番委員と私の委員2名、事務局1名で現地調査を行いました。現地案内図は16ページです。利用状況は記載のとおりです。隣接する山林に囲まれ、日照条件

も悪く、原野化した状況でしたので非農地と判断しました。皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 次に応請番号7番及び8番について、17番委員。

17番委員 申請番号7番及び8番について現地調査の結果報告をいたします。

先ず申請番号7番についてですが、現地案内図は17ページです。小高区水谷地区にある畑2筆、田5筆であります。ほ場整備を行った地区です。申請地はほ場整備に参加できないほど狭隘な地区にあり、高齢化による労働不足で不耕作となつて30年以上経過し、まさに山林の状態でした。よつて、非農地と判断しました。

次に申請番号8番は、小高区蛭沢地区にある畑2筆でございます。震災によつて被災した旧小高カントリーエレベーター跡地の東側にあります。現地案内図は18ページです。約20年前から不耕作となり山林化したとありますが、それ以上前からではないかと思つるほど杉の木が大木になつて、完全に山林の状態でした。よつて、非農地と判断しました。以上です。よろしくお願ひいたします。

議 長 次に応請番号9番、10番、11番、12番、13番について、7番委員。

7番委員 申請番号9番の調査について報告いたします。12月6日午後1時50分から、申請人、12番委員、推進委員及び事務局職員の5名で調査しました。現地案内図は19ページです。本土地は現場踏査と申請人からの事情聴取により、県道沿いから山奥に入った田んぼでございます。米の需給調整された昭和46年頃から不耕作地であり、明らかに山林化しており、非農地と判定したところです。

次に申請番号10番の調査について報告いたします。12月6日午後2時35分から、申請人、12番委員、推進委員及び事務局職員の5名で調査しました。現地案内図は20ページです。本土地は現場踏査と申請人からの事情聴取により、やはり県道沿いから150メートル山に入ったところにあり、高齢化により24年間以上の耕作不能ということで、落葉樹と竹林が著しく繁茂しており明らかに山林化していることから、非農地と判定いたしました。

次に申請番号11番の調査について報告いたします。12月6日午後3時から、申請人、12番委員、推進委員及び事務局職員の5名で調査しました。現地案内図は21ページです。本土地は現場踏査と申請人からの事情聴取により、申請3筆1,960平方メートルのうち山林と接続している545番の503平方メートル及び591番1の553平方メートルになりますが、森林に接続し湿田かつ用水道の困難性から山林化しており、非農地と判定しました。

しかし、残る申請の568番の904平方メートルについては、過去の林地開

発による盛り土により法面となっております。申請地と申請地以外の土地境界が不明瞭であり、かつ、地権者と開発業者との説明責任を問うべき事項があり、整理する必要があるということで引き続き行政の指導が求められると判断し、非農地ではないと判定したところでございます。

申請番号12番の調査について報告いたします。12月6日午後4時から、申請人、12番委員、推進委員及び事務局職員の5名で調査しました。現地案内図は22ページです。本土地は現場踏査と申請人から事情をお聞きし、過去には団体営農の土地改良事業で整備された土地ではありますが、米の増産時代には耕作しておりましたが、隣接地が山林で日照条件も最悪な状況も加わり、平成10年頃から労力不足で不耕作地となったものです。明らかに山林化しており、非農地と判定しました。

次に申請番号13番の調査について報告いたします。12月6日午後4時20分から、申請人、12番委員、推進委員及び事務局の5名で調査しました。現地案内図は23ページです。本土地は現場踏査と申請人からの事情聴取により、高倉ダム本体から上流へ1.1キロメートルの山奥に入ったところですが、47年前から不耕作地となり、明らかに自由な開発行為には繋がれないと判断し、また山林化もしており非農地と判定しました。以上、皆様のご審議をよろしくお願いたします。

議 長 それでは、只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

議 長 7番委員。

7番委員 申請番号3番の申請地の位置（現地案内図14ページ）ですが、これがほぼ山林化する状況が、明らかに長方形の田んぼ付近まで位置付けが記載されています。本当にここまで影響しているどうか伺います。この地図が少し不明瞭で分かりにくいので、再度確認いたしたい。

議 長 16番委員。

16番委員 申請地は山の中にあります。現地確認調査は山の中まで入って行きました。申請人にどうしてこんな場所に作ったのか伺いましたところ、元は水路からポンプを汲み上げて山の中まで作付けしていたのだそうです。申請地に色々ありまして人間もやっと入れる状況でした。これでは駄目だということで私たちも非農地と判断しました。地図の場所に間違いはないです。

議 長 7番委員、よろしいですか。

7番委員 分かりました。

議 長 13番委員。

13番委員 今回の現況確認証明申請の案件はいずれも市内3区全体に及んでいます。議案には「農地利用意向調査により非農地化の相談があったもの」と記載してありますが、これは何に基づいて非農地化の相談があったのでしょうか。

議 長 事務局。

事務局 先ず農地利用意向調査ですが、農地利用状況調査の結果、山林化又は原野化しているような農地の所有者に対して、所有する農地を「売買」か「貸借」の希望がありますかというアンケート調査のような形で発送しました。その中には、既に現況が原野や山林化しており非農地化としたい農地があれば、農業委員会で個別に相談していただくよう記載しました。その結果、今回の案件が多数となりました。以上です。

議 長 13番委員。

13番委員 今回の調査による案件については農地利用意向調査に基づいて意向を調査したということですが、区域を限定して今回調査したものでですか。

議 長 事務局。

事務局 令和2年度に農地利用意向調査を実施しなかった全域の荒廃している農地すべてを調査しました。以上です。

議 長 13番委員。

13番委員 昨年度はどこの区域で実施し、今年度はどの区域、来年度はどこの区域で実施するのか私たち委員には全然分かりません。こういうことは農業委員に明示しないのですか。

議 長 事務局から説明を求めます。

事務局 これまでの定例総会には委員の半数程度の出席で開催していたからかもしれませんが、定例総会終了後の「その他の事項」の中で、今年度農地利用意向調査は前年度実施しなかった区域を実施すると説明しました。欠席委員の皆様には、こういうことがございましたということで事務連絡を差し上げております。具体的には、本年度は小高区では金谷と飯崎を除く区域、原町区では大木戸と大甕を除いた区域を実施しました。鹿島区は昨年度全区域を実施しており、本年度は重点的に行わなかった状況です。以上です。

議 長 13番委員。

13番委員 農地利用意向調査をした区域について私たちには分かりません。私たちは毎年度農地利用状況調査をしておりますが、小高区は特に非農地化されている区域があります。既に終わった区域、来年度の区域を実施するかなど区域の明示を私たちに教えていただきたいと思っております。

議 長 暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。13番委員。

13番委員 小高区域に限定すると金谷や飯崎以外は農地利用意向調査を全部やったと。その農地利用意向調査の結果はこれしか申請が無いということですか。非農地の相談があったものが、これしか申請がされず、残りは全然提出されていないのですか。

議 長 事務局。

事務局 農地利用意向調査の本題は、「『貸し借り』又は『売買』を希望する土地は無いのですか」という回答です。今、事務局で取りまとめしています。加えて、既に原野、山林化した農地は個別に相談のあった場所を現況確認した農地です。実際に農地利用意向調査で回答が来たのが、今回の議案にしか載っていないわけではないです。以上です。

議 長 事務局。

事務局 来月の定例総会で、現在取りまとめ中の農地利用意向調査の結果を農業委員や

推進委員に報告する予定です。未だ取りまとめ中なので確定的ではないです。また、現況確認証明も申請の可能性もありますから確定ではありません。来月の定例総会に間に合うような形で皆さんにお伝えしたいと思います。よろしくお願ひします。

事務局長 再度事務局で申し訳ございません。今の事務局の答弁の補足を申し上げます。2点あります。1点目は、農地利用状況調査については6月に説明会を行い、大体9月頃までに農業委員の方、推進委員の方等々に調査していただきました。

調査後の10月頃に対象者1,400人位の農地所有者に対して、農地利用意向調査の書類をお送りして、11月10日頃までに自分の所有地について、農地として管理が如何なものかという土地もあつたり、ちょっと管理が難しそうだなという土地をピックアップさせてもらいました。

このことについて、直接来庁した方も多くいらっしゃいました。今も実は続いています。農地利用意向調査の通知を発送したのは10月下旬ですが、最近開封されている方もいます。もうピークは過ぎましたが、電話や来庁者もいらっしゃいます。今回議案にしたのは、議案の締切日は11月25日締め分です。ですので、今後も出てまいります。

土地の問題は、主にご家族、ご親族等で話し合いを持たれる、持たれないということが先ずありますから、安易に自分の一存で売買する、人に貸してもいいというご判断をされる方はなかなかいらっしゃらないと思います。ちょっと時間をかけた相談になりますから、これからもまだ続くということです。

2点目です。先ほど申し上げたアンケート(意向の確認)を集約しております。件数ですとか、売買で何件。各区ごとになると思いますが、詳細も小字単位だと非常に膨大な作業になるため、ある程度は地区ごとにまとめたもの、売買してもいいよという土地がどの程度の件数かとかを年明けの1月か2月にもご報告したいと思っております。そこで確定となりませんし、まだ悩まれて家に持ち帰って相談する方も実は今もおります。ですので、今回が別にこれで終わりということではありません。以上です。

議 長 13番委員。

13番委員 状況や内容は了解しました。私がお聞きしたいのは、農地利用意向調査とアンケートがどのような内容で各地権者に出されているものなのかを全然我々に見せてもらってないです。どういう内容で通知しているのかを知りたいです。示して頂けますか。

議 長 5番委員。

5 番委員 実はこの農地利用意向調査に関する内容について、私のところにも地権者の方からお電話をいただいた方がおります。その後に実物（意向調査の通知文等）を見ていないので、電話だけで対応をしたとき、なぜこの方に届いたのか疑問がありました。

そういうふうに広く市内に調査するなら、事前に我々農業委員、推進委員の方に情報を提供してもらえれば、先ほど委員が思ったような疑問を持たないと思います。私だけでなく、やはり他の皆さんのところにもこれ何で来たんだろうというような照会があったのかなと思います。その時にやっぱり、地元の農業委員が的確に答えられないとせつかく非農地にしたい意思を持った方も埋もれてしまう可能性もあると思います。その点は善処していただきたいと考えております。

議 長 事務局長。

事務局長 5 番委員と 13 番委員からそれぞれのご質問で共通している内容について、反省すべき点がございました。5 番委員が今おっしゃったように、前段にこれだけの方々にこういった内容の文書と「アンケート」と言いましたが、要は、土地の地番と「売買」又は「賃貸」のどちらかにマルを付けて、極端に言いますと、それをご返送いただくものです。今おっしゃったように、前段に委員の方々と推進委員の方々に対し「こうした書面を送ります。これだけの方々がいらっしゃいます」ということを、実物（意向調査の通知文等）をちゃんとお示ししていなかったところは反省しています。今実はその他についても所有者からいろんなご指摘いただきました。事務局内部で反省事項を取りまとめしています。

5 番委員がおっしゃったとおりですし、13 番委員のご指摘内容も一部含まれています。その反省した事務の部分を見直しまして、次回調査する際にはもう少し情報を、コロナの関係で全員出席かどうかは別として、小出し小出しで随時報告して行きたいと思います。これ実は反省点の第 1 点目でもありました。某委員の方も来庁され、「こういう文書を出しているとはちょっとわからなかった」ということも実際にごございました。この場でお詫びするのは申し訳ございませんが、内容を改めまして次回には調査の内容と中間報告的なもの、概ねの取りまとめしたものの説明、報告しながら進めさせていただきたいです。以上です。

議 長 13 番委員。

13 番委員 どうしてこういう質問をしたかと言いますと、我々も農地利用状況調査ということで非農地になっているとか土地の利用がどういうふうになっているかを一筆、一筆確認して成果として挙げているわけです。今回、事務局では農地利用意

向調査のアンケートを行っている。アンケートの返信の結果と我々が調査した結果を整合させてどのようにしていくかという検討会のようなものが本当は必要でないかと思います。そうした中で、各地権者から非農地化の相談があつて、再度検討するというのが順序でないかなと思います。そういったことから質問しました。以上です。

議 長 13番委員、よろしいですか。

13番委員 分かりました。

議 長 ほかにございませんか。

議 長 16番委員。

16番委員 私たちと事務局で現地調査に行くと、申請人に対してこう申し上げています。それは、耕作放棄地は農地として再生するのは難しいばかりか、開発や地域振興においても大きな課題になっておりますと申し上げました。しかし、手続ではもう農地法上の農地ではないと、農業委員会に確認を依頼し、非農地の通知を発行してもらい、原野か山林に地目変更すれば売買が可能になるのでないかと回答します。

しかしながら、その地目だと固定資産税もかなり軽減される。ところが、その判定は厳しくすんなり認められるとは限りませんよと申し上げました。仮に認められても、農業振興地域の場合は農振除外の手続も合わせて行なわなければなりません。そこで許可がすんなり下りるとは申し上げてならない。農地法は戦後の農地改革を実施し、農業者を守るため制定された法律であることは、今も昔も変わっていません。それについて事務局でもいろいろご指導いただきますが、そのような回答も申し上げてきました。ただし、これ以上の詳細については農業委員会に出向いて、プロの方々がおりますからと。今後とも私たちは農業者の立場に立って一生懸命努力してまいりますからと申し上げた次第です。以上です。

議 長 皆さんから多くのご意見を頂きました。農地利用意向調査は事務局に提出されております。その内容を見ながら、事務局では所有者に対してアンケートや土地利用についてどのようなお考えをお持ちですかという通知を出しております。

ここで一番大事なのは、今、耕作放棄地がどんどん増えています。手が掛かっていない農地が沢山あります。そういった農地は山林に付随していれば、現況確認して農地でなく山林に戻す。そして、農地として利用されるところは、農地として管理してくださいと。

景観がだいぶ壊れてますから、現況確認をした中で農地と非農地をちゃんと区別して、かつ所有者の皆さんには自分の農地等は1年に2回、3回は草刈りしていただくことも必要だと思います。

今、それぞれの各集落において、国で進める中山間地又は多目的支払、農地水等の事業を皆さんのところで受け入れていると思います。平地なら何ら問題ないです。山手や中山間地には荒廃農地がだいぶあります。そうした組織の方々も農業委員、推進委員が一体となって地域の景観を壊さないよう管理して環境を守っていくことも大事です。今はコロナ禍でなかなかそうした活動に進むことができません。コロナが落ち着いてこうした活動ができるようになれば、推進委員の方々にお力添えをいただきながら、地域の農地を守りながら無駄な税金を納めなくとも山林に戻せるところは戻す。なおかつ、管理できる範囲内で管理して地域の景観を守っていくことがこれから大事になってくるかと思えます。

そういった形の中で今後も農地利用意向調査や意向のアンケートを続けなければと思います。畑作として生計が成り立つような農業の方向性を国から示していただければありがたいと思いますが、営農者も大変です。酪農家ですと、余った牛乳5,000トンを廃棄するような問題も抱えています。農業者各々の立場で苦労しています。我慢するところは我慢してやって行かなければならないと思います。

農業委員、推進委員には地域の環境を今後守っていく上で特段のご配慮をお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 以上で、本日本日予定いたしました報告2件及び議案8件、合わせて10件の審議を全て終了いたしました。これをもちまして、本日の12月定例総会を閉会いたします。各委員の皆様、大変、お疲れ様でした。

(閉会 午後2時50分)

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和4年1月17日

議事録署名人（6番・ニシウチ フミオ）

議事録署名人（7番・ホッタ エイイチ）

議事録署名人（10番・コンノ ヨシキ）
